

定 例 監 査 結 果 報 告

1 監査の種類

定例監査（工事）

2 監査の対象

若林区役所

水道局

ガス局

3 監査の着眼点及び主な実施内容等

今回の工事監査は、仙台市監査基準に従い、設計・積算事務、契約事務、施工・監理（業務履行確認）事務、検査事務等に関し、合規性、正確性等の観点から、令和5年10月1日から令和6年9月30日までの期間に施行されていた工事及び委託863件、478億6,163万円のうち、別紙100件、79億6,156万円を抽出し、関係書類及び施工現場を調査するとともに、担当職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

4 監査の日程

令和6年11月7日から令和7年3月14日まで

5 監査の結果

一部に改善を必要とする事項が見られたが、おおむね適正に執行されていると認める。
改善を要する事項は、次のとおりである。

（改善を要する事項）

（1）設計金額の算定について

土木工事標準積算基準書（宮城県土木部）では、設計書の作成にあたり、施工条件等に十分留意し、工法歩掛及び単価などについて、明確に作成しなければならないとされている。

ところが、ガス局建設課では、台原三丁目4号線外ガス低圧支管入替工事において、誤った工法歩掛、単価及び数量を基に積算をしていたため、設計金額が過大に算定されていた。

設計金額の算定にあたっては、関係規程に則り、適正に行う必要がある。

（ガス局）